

臓器移植医療に関する EU 指令の概要  
Outline of the EU-Directive on Organ Transplantation

静岡大学人文学部准教授・神馬幸一

報告の成果と課題：

本発表は、近時、EU において可決成立した臓器移植に関する指令に加え、それに伴う行動計画の内容を中心に、その歴史的経緯を顧みながら、今後において、EU の臓器移植関連政策が向かうところの簡単な紹介を試みるものである。

2010 年において「移植を目的とするヒト臓器の品質及び安全性の標準に関する欧州議会及び欧州連合理事会指令（以下、臓器指令）」が可決成立された。この臓器指令は、EU 全域における臓器提供と移植に関する法的枠組を提供するものである。これにより、全ての加盟国において、EU が設定する標準・規格に適合する臓器の品質及び安全性が維持されているかを検査する所轄官庁の設定が義務付けられた。この法的枠組は、ヒト臓器に関して、その追跡可能性を保障する体制と重篤な有害事象が発生した際の連絡体制の確立を想定している。そして、ヒト臓器の交換を簡易化するために、臓器に関する個人情報、収集可能なかたちで識別化されることになる。このような体制を提供することで、この臓器指令は、臓器移植に際して、被提供者へのリスクを最小限にし、EU 全体における臓器の配分を最適化し、移植医に対して必要な情報を容易に提供できるようになることを目標にしている。

更に、この臓器指令に加えて、欧州委員会は、10 項目の実践的な行動計画も併せて提案している。この行動計画は、2009 年から 2015 年までの 6 年間において、具体的に、EU 加盟国において取り組まれるべき優先的課題とされている。これらの行動計画は、更に、上位目標として 3 点の鍵となる挑戦的課題を見据えている。すなわち、臓器の調達可能性を向上すること、移植医療を効率的で利用しやすいものにする、欧州全域における臓器の品質及び安全性を改善することである。これらの行動計画は、加盟国間における協調的行動を促進することで、各国間で差異のある移植医療の国際的調整を容易にしようと目論むものである。

EU における臓器移植関連政策は、EU 加盟各国における詳細な国内立法の踏み台と成りうる指令の策定を軸にして、それに関連した行動計画を相補的に導入することにより、各国間の接近化を具体的に見込んだ国際的調整を実施するという特徴を有している。ここにおける政策の全体的方向性は、EU 加盟各国で構築された既存の体制を活かした上で、EU 水準の標準・規格への適合を求めるといったような柔軟性を有したものであり、その意味で、時に批判されがちな EU における全体主義的・官僚主義的な色彩は弱められたものと評価されている。

以上のような経緯で規定される指令の内容は、世界の他地域においても無視できないモデルとなり、国際的なデファクト・スタンダード（事実上の標準・規格）にも発展しうる内容を有するものである。また、アメリカ型の社会のように、自由主義と自己責任を原則とし、プラグマティックな視点から問題の解決を図る方向性とも異なる。欧州型の社会は、EU という壮大な実験的機構により、多文化に共通する価値秩序を見出そうとしている点が注目に値する。